

○国家公安委員会規則第三号

国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則

国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第十号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。